

○三豊市スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付要綱

平成31年3月26日
 教育委員会告示第3号
 改正 令和元年12月23日教委告示第5号
 令和4年3月29日教委告示第8号
 令和4年5月26日教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の小中学生のスポーツ・文化芸術水準の向上及び振興を図るため、学校外のクラブ等での活動により各種大会に出場した場合の経費に対し、予算の範囲内でスポーツ・文化芸術大会出場補助金(以下「補助金」という。)を交付することに必要事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程に基づく加盟団体等(準加盟団体を含む。以下「加盟競技団体」という。)の競技種目で、国内の予選会若しくは選考会の代表者として、又は加盟競技団体の推薦により出場する国際大会
- (2) 県内の予選会若しくは選考会の代表者として、又は加盟競技団体の推薦により出場する全国大会(加盟競技団体又は文部科学省が主催するものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会的認知度から本市のスポーツ・文化芸術振興に資すると教育委員会が認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 出場者の親睦、交歓等を図るために開催される大会
- (2) 予選会が開催されない大会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(補助対象者が未成年の場合は、保護者)は、前条第1項に規定する大会に出場する個人(出場する大会の開催要項に基づく登録選手(監督、コーチ等を除く。))で、団体競技で出場するものを含む。)又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市に実家のある出身者(国際大会に出場する場合に限る。)

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、全国大会以上の大会に出場するために係る経費であって、三豊市立学校児童生徒大会出場補助金交付要綱(平成20年三豊市教育委員会告示第4号)及び三豊市立学校児童生徒大会出場補助金交付に関する事務取扱要領(平成20年三豊市教育委員会告示第5号)の規定に準ずるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の10分の10以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、関係団体等から別途大会参加に係る助成金、旅費又はこれらに類するもの(以下「助成金等」という。)の給付がある場合は、同項に規定する額から当該助成金等を差し引いた額を補助金として交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第2号)
- (2) 活動事業報告書、領収書の写し、活動を示す資料等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 申請者は、前条に規定する補助金の交付決定を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等及び返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条に規定する補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令又はこの告示に基づく市長の処分又は指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付決定後、生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の補助金交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第10条 申請者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して同項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。この場合において、市長から提出を求められたときは、速やかに関係書類を提出しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、申請者から報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年教委告示第5号)

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第8号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第4号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三豊市スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

	年 月 日
三豊市長 様	
	住 所 名 称 氏名(本人) 氏名(保護者)
スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付申請書	
スポーツ・文化芸術大会出場補助金の交付を受けたいので、次のとおり三豊市スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。	
1 補助申請額	円
2 大会名	
3 大会内容	開催場所 開催期間 年 月 日 (資料添付により記載省略可) ・大会開催要項 ・大会に出場登録されていることが確認できる書類 ・予選会での成績表 ・大会出場推薦書
4 添付書類	(1) 収支予算書(様式第2号) (2) 経費に係る参考書類 (3) 出場予定選手名簿(団体の場合に限る。) (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

収支決算書

1 収入の部

区分	決算額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

区分	決算額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

様式第3号（第7条関係）

様	第 年	月	号 日
		<input type="checkbox"/>	
	三豊市長		印
スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付決定通知書			
<p>年 月 日付けで申請のあったスポーツ・文化芸術大会出場補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、三豊市スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付要綱第7条の規定により通知します。</p>			
1 交付年度	年度		
2 大会名			
3 補助金の 交付決定額			円
4 交付条件	<input type="checkbox"/> 【特記事項】		

様式第4号（第8条関係）

		年	月	日
三豊市長	様			
		住	所	
		名	称	
		氏名(本	人)	
		氏名(保護者)		
		連絡先		
スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付請求書				
年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について、次のとおり三豊市スポーツ・文化芸術大会出場補助金交付要綱第8条の規定により請求します。				
1	大会名			
2	請求額	円		
3	振込先	三豊市債権者登録申請書に記載の上提出		

様式第1号(第6条関係)
様式第2号(第6条関係)
様式第3号(第7条関係)
様式第4号(第8条関係)